

<概要版>

栃木市上下水道事業調査委員会(第2回)会議録

開催日時	令和4年7月14日(木) 9:30~11:30
開催場所	栃木市上下水道局庁舎 会議室(管理棟内)
出席委員	児玉博昭委員、湯川晴美委員、大栗利夫委員、増山由美委員 門沢イミ子委員、和久井賢司委員、進上一巳委員、篠崎正美委員 山ノ井一男委員、深津智子委員、池澤佐知子委員、小木ナヲ委員、 坂東一敏委員(欠席:市村隆委員)
市	上下水道局長 上下水道総務課:課長、副主幹兼経営係長、課長補佐兼経理係長 副主幹兼料金係長、経営係職員、経理係職員 水道建設課:課長、副主幹兼施設係長 下水道建設課:課長、副主幹兼管理係長
新任委員の紹介	委員紹介
上下水道局長あいさつ 職員紹介	局長よりあいさつ、職員自己紹介
委員長あいさつ	児玉委員長よりあいさつ
諮問	市長(局長代理)より委員長会へ諮問書を提出
議事概要	<p>(1) 水道、下水道使用料、農業集落排水施設使用料の諮問について 資料1にて趣旨を読み上げて説明(上下水道総務課経営係長より説明) ⇒質疑・意見等特になし</p> <p>(2) 今後のスケジュールについて 資料2にて説明(上下水道総務課経営係長より説明) コロナ禍による延期、昨今の社会情勢等を踏まえ、今後のスケジュールを見直し それぞれの料金が適正な料金であるか、料金のあり方、料金単価等について説明 し、十分に理解をいただき審議、答申へと進めて行く旨を説明。 ⇒質疑・意見等特になし</p> <p>(3) 上下水道料金のあり方 資料3</p> <p>1. 水道料金と下水道使用料の違い(上下水道総務課長より説明) 水道事業と下水道事業は公営企業として独立採算を原則として事業経営を行っ ているが、経営方法がいくつかの点で異なっている。その違いのうち、料金・ 使用料に関連する事項及び算定方法について説明。</p>

(1) 水道料金について

水道事業者と利用者の任意の給水契約に基づき供給をしている。安全性の観点から水道利用を推奨しているが、法的な強制力はない。基本的には水道水の供給を受けている利用者からの料金収入をもって運営している。

※消火栓等の水道利用者以外の一般会計が負担すべきものも一部ある。

(2) 水道料金の算定について

料金の算定については総括原価方式での算定方法が原則となっている。公営企業で経営しているため、儲けを出す必要はないが、将来の更新や緊急時に備えた費用は準備しておく必要がある。その施設更新等のための費用増加分が資産維持費となり、給水単価に資産維持費の1 m³あたりの費用を加えたものが供給単価となる。

(3) 総括原価の算定例

給水原価や供給単価は1 m³あたりの単価なので有収水量で割っているが、算定例は有収水量で割る前の数値である。

令和3年度の決算見込では、資産維持費を除いた原価が約2.1億で約3%給水原価を上回っており赤字である。まずここを改定する必要がある。資産維持率をいくらでみて上乘せするかというのが総括原価方式での水道料金の算定方法となる。

(4) 下水道使用料について

水道と異なり任意の契約に基づくものではなく、法律で使用を規定している。下水道は使用者の利便に供するだけでなく、日本全土の国土の衛生向上や雨水排水という目的もあり、使用者が負担するとともに、市や国も負担すべき事業である。国土全体に関わる事業であるため、国が使用料単価150円/m³との目安の金額を示している。

—委員からの質疑・意見等特になし—

【議長】

水道と下水道は同じように捉えがちだが、水道は電気やガスと同じように料金収入で賄うのが原則で、市が水道を供給していても、本来は税金を投入するものではなく、現状では原価割れをしている。これに対して下水道は、洪水を防ぐとか清潔な環境を保つといった公益性が高いので税金が投入されるが、借金があるにもかかわらず、使用料単価は国が示した目安を下回っているとのことである。

2. 水道事業の現状と課題（上下水道総務課経営係長より説明）

(1) 給水原価と供給単価

給水原価⇒利用者に供給する水道水の1 m³あたりの原価

供給単価⇒利用者を買ってもらう水道水の1 m³あたりの単価

供給単価が給水原価を上回っていることが、必要な費用を料金収入で賄えていることになり、その差が利益であり、将来の施設更新等の内部留保資金となる。栃木市の令和3年度決算見込み値においては、供給単価127.86円、給水原価137.46円となり、令和元年度以降、給水原価と供給単価が逆転している状況が続いている。

(2) 経営見通し

利益や内部留保資金の現金のプラスに対して、資本的収支のマイナスが大きいため、資金は年々減少していき、令和8年にはマイナスとなる見込み。

(3) 現金の推移

水道事業の現金の推移は年々減少傾向にあり、経営の見通しと同様、令和8年度にはマイナスとなってしまう。現金残高のマイナスの原因は、平成27年の料金改定が各地域の料金統一を目的とした、そもそも赤字となる料金設定であったことや施設や水道管の更新による投資活動の現金のマイナスによる要因が大きい。

—委員からの質疑・意見等特になし—

【議長】

電気やガスなどの企業体であれば、資金ショートを起こす状況になることのことである。水道事業に関しては、総括原価方式で料金を求めるという考え方についてご了解いただきたい。

3. 公共下水道事業の現状と課題（上下水道総務課経理係長より説明）

(1) 処理原価と使用料単価

処理原価⇒下水を処理するために必要な費用を有収水量で割ったもの

使用料単価⇒年間下水道使用料を有収水量で割ったもの

処理原価は企業債利息の減少により、年々に減少していく見込みであるが、使用料単価を大きく上回っている。処理原価と使用料単価の差の大部分は、雨水処理や公共用水域の水質保全等に対する、一般会計からの基準内繰入金と赤字補てんである基準外繰入金により賄われている。

(2) 経営見通し

令和7年までは、利益と内部留保資金の現金のプラスよりも資本的収支の現金のマイナスが大きく資金は減少していくが、令和8年以降は企業債償還金の減少により、現金のプラスが多くなるため、現金は徐々に増加傾向となり

ますが、下水道の整備により減価償却費が増加傾向となるため、利益は減少し、将来的には欠損金の発生も見込まれる。

(3) 現金の推移

経営見通しと同様、令和8年以降、事業活動の現金のプラスより、投資、財務活動の現金のマイナスが少ないため、現金は減少傾向となる。

(4) 繰入金の推移

一般会計が負担すべき基準内繰入金は横ばいであり、赤字補てんである基準外繰入金は削減に努め、令和12年には“0”を目指す。

(5) 企業債の元利償還金、残高の見込み

元利償還金は償還のピークを過ぎており、今後も減少傾向にある。

令和3年度には213億円ある企業債残高は、令和12年度には150億円まで減少する見込みとなる。

(6) 耐用年数50年を迎える管渠延長

現在は耐用年数50年を超える管渠はありませんが、今後令和14年度より耐用年数を迎える管渠が発生し、令和30年度には一気に約40kmの管渠が耐震年数を迎える。(5)のグラフで、企業債残高は減少傾向となっているが、下水道管の更新がはじまると、再び企業債残高が増える可能性が考えられる。

公共下水道事業の課題としては、赤字補てんである基準外繰入金を削減していかなければならないこと、国の示す適正な使用料単価150円/m³に対して、栃木市の使用料単価は137円/m³であり、適正な使用料単価の検討が必要である。

【委員質疑】

まず1点目が、14ページのグラフにおいて、令和4年度については使用料単価が137円となっているが、私の自宅は領収書で計算すると133円なので単価が違う。水道料金、下水道使用料は地域によって単価に違いがあるのか。あまりにも単価に差があると、同じ市民として不公平感が出てくるのではないか。

2点目が、17ページの繰入金の推移において、令和12年度には基準外繰入金“0”を目指すとなっているが、これを目指すには使用者の相当な負担が必要と思われる。今から令和12年までは8年あるが、その間にどのような形で基準外繰入金“0”を目指すのか。また、議会の一般質問で議員の方が色々な質問をしていたと思いますが、そういったことも含め、市全体としてどのように考えているか、どのような形で進めて行くのか教えていただきたい。

(回 答)

使用者が負担する公共下水道使用料については、前回の平成27年の料金改定において料金を統一したので、市内の方については全て同じ料金でありま

す。ご質問にあった137円の単価については、あくまで全体の平均ということで、水量を全部で割った値であり、少ない使用料の方は安く、たくさん使用される方で101m³より多く使用の方は187円となっております。

2つ目の繰入金を“0”にするというのは、現在の使用料体系でも令和12年には“0”にしていこうという考えですが、下水道は施設に係る費用がものすごい金額なので、今後管渠の更新において多額の工事費が発生するが、工事費の95%しか補助金や借金ができない。残りの5%を自前で貯めておかないとならない。将来的に令和20年、30年には、50億円毎年更新しなくてはならなくなると、5%は2億5,000万円。その費用は毎年用意しておかなくてはならない。わずか5%との考えの方もおりますが、如何せん下水道の場合はものすごい金額なので、その費用を貯めるために、適正な使用料の改定をお願いしたい。

【議 長】

公共下水道に関しては、地域によって料金の違いはないが、将来的に更新に莫大な費用がかかるので、それを見据えた適切な使用料の設定を検討していく必要があることをご理解いただきたい。

4. 農業集落排水事業の現状と課題（上下水道総務課料金係長より説明）

(1) 処理原価と使用料単価

農業集落排水事業の処理原価は、公共下水道より高くなっている。原因としては、小規模な処理施設が6カ所あり、スケールメリットが働かず、維持管理費がかかっていることが挙げられる。処理原価と使用料単価の差は、公共下水道と同様に基準内繰入金と赤字補てんである基準外繰入金によって賄われているが、特に農業集落排水事業については、維持管理費を使用料収入で賄っていない状況となっている。

(2) 経営見通し

一般会計からの繰入金により現金の不足を補っているため、収支はほぼ均衡となっている。また、資本的収支の不足額は元金償還金である。

農業集落排水事業は整備が完了しているため、新たな企業債の借入はない。元金償還金が減少していくに連れ、繰入金も減少していく見込みである。

(3) 現金の推移

現金のプラスとマイナスがほぼ均衡している。経営見通しと同様、繰入金で現金の不足分を補っている状況。

(4) 繰入金の推移

基準内繰入金の大部分は、減価償却費や利息の資本費に対するもの。

基準外繰入金は、維持管理費と元金償還金に充てられている。

資本費は年々減少傾向にあるため基準内繰入金は減っていくが、維持管理費

や元金償還金に充てられた基準外繰入金の割合は多くなる傾向である。

(5) 企業債の元利償還金、残高の見込み

農業集落排水事業は、整備が完了しているため新たな企業債の借入はない。また、元金と利息については平成30年度をピークに年々減少傾向である。農業集落排水事業については、全国的にも使用料収入と基準内繰入金だけでは事業運営を行えていない状況が多く見受けられる。栃木市においても維持管理費を使用料収入で賄えていない状況である。多くの自治体で、公共下水道へ接続、処理場を廃止し、維持管理費や更新費用の削減に努めている事例がある。栃木市においても、西方地域、大平地域の4箇所の処理場を順次公共下水道への接続を予定。現在の農業集落排水事業の料金体系は地域ごとに異なる設定となっているが、今後このままの地域ごとの料金体系を続けるのか、事業内で統一するのか、汚水処理の公平性を考え公共下水道使用料と同じ料金体系とするのかの検討が必要である。

【議 長】

農業集落排水も、公共下水道と同じく広い意味での下水道だが、規模の経済が働かないため、割高な事業となり大きく原価割れをしている。加えて、公共下水道とは違って地域によって使用料が異なり、公共下水道の使用料とも差があるので不公平ではないか、ではどこまで公平な使用料を設定するのが議論になってくる。農業集落排水事業に関しては、使用料の見直しが必要になるが、地域ごとに異なる今の料金体系を続けるのか、それとも農業集落排水事業の中で料金体系を揃えるのか、さらには公共下水道の料金体系と揃えるのかを中心に検討して参りたい。

—委員からの質疑・意見等特になし—

(4) その他

【委員質疑】

令和4年4月20日の下野新聞に、小山市が公共下水道において今後マイナスとなるので27%の大幅な値上げとして、3か月20m³を使用する世帯で400円程度の引き上げを予定しているとの発表をしており、料金体系等の詳細についてはこれからの審議となるようですが、近隣の小山市においてこのような発表があり、栃木市ではどのようにお考えか伺いたい。

(回 答)

①先ほどご説明しましたように、まずは基本150円(税抜)を目指していきたいと考えております。ただ、その場合でも委員の皆様からご意見いただいたように、今の料金体系で令和12年度に基準外繰入金が0になるなら、取りあえずこのままでとの考えになるか、それとも段階的に150円まで上げるという

意見をいただくのか、それとも最初から150円でいいのでは、いや150円では足りないのではとの様々なご意見を想定しておりますが、どのような意見があるか分かりませんが、それ以上の部分もあるかと思っておりますので、そのあたりはご意見をいただきたいと思っておりますが、事務局側としては150円の方を目指していきたいと考えております。

②事務局の方から、水道、公共下水道、農業集落排水と今の料金体系を踏まえ説明をさせていただきましたが、その説明の中で何回も赤字との言葉が出てきて、将来的に経営がどうなのかとお話をさせていただきましたが、多分、同じような状況が小山市にもあり、市民の皆様のご意見を聞きながら委員会を設置し、その中で結論として27%くらいの引き上げが最低限必要だったのかと思っております。今回開催させていただいているこの委員会の趣旨も全く同じでありまして、現状の水準でこのまま続けると、こういう状況だということをご理解いただいた上で、このままの料金体系を続行という結論もあろうかと思っております。仮に少しご負担をいただくとなった場合に、利用者の市民の皆さんはどれくらいの水準であればご理解いただけるのかというところをご討議いただきたいというのが趣旨であり、あとは単純に今の料金体系、いくつか段階的な工夫もありますので、このままでいいのか、もう少し工夫することで仮に増加させる部分についても広く薄く上げた方がいいのか、もしくは大量に使っている方に対して、もう少しご負担をいただくとか、そういうのは地域間の部分でもあろうかと思っておりますが、そのあたりにつきましても十分にご異論と申しますかご意見をいただきたいというのが、私どもの趣旨となりますので、その点を含めて十分にご検討をいただきたいと思っております。

【議 長】

県内他市でも水道料金・下水道料金の値上げの動きがあるが、栃木市は県内他市に比べても低い料金水準となっていて、他市以上に料金設定の見直しが求められるのではないかと。仮に現行の料金設定のままとするならば、逆に我々にはなぜそれでも大丈夫なのかということの説明が求められる。借金に頼ることになるが、将来世代に付けを回すことが市にとって良いことなのかを含めて考えなくてはならない。やはり水道料金や下水道使用料等については、値上げの方向で準備し、議論することが必要ではないか。値上げするとしても、どのような形で設定するのか、細かな料金体系についての議論がさらに必要になるが、それもまた次回以降の課題としたい。

【委員質疑】

有収率が低いとの事で、栃木市が有収率73.7%のようですが、あまりにも低すぎて、その他の約3割、27%はどこに流れてしまっているのか、非常に疑問なんです。例えば管路で漏水があるっていうのは以前にも伺っているの

でわかるのですが、あまりにも大きい漏水なので、配管を替えていくのは勿論だと思っておりますが、それをやるにしても大きいパーセントというのは、何が原因だと思えますか。

(回答)

栃木市の有収率につきましては、ご指摘のとおり県内でもかなり低いような状況であり、令和3年度の見込みで若干上がって74.6%まで少し向上しておりますが、全ての残りの約26%に近い水の全てが漏水ではなく、末端でどうしても流量が少ないところにつきましては、万が一水道水に大腸菌や一般細菌など、こういったものが入った場合にこちらを死滅させるように塩素滅菌をしています。塩素滅菌の値が1ℓあたり0.1mgというのが、各地域の末端まで確保しなさいということに法で定められています。末端で、万が一塩素滅菌の値が出ないとそういった菌が死滅してないこととなりますので、栃木地域でいうと大塚地域や山間部の末端とか、そういったことである程度常時出しているような水量もありますし、また、消防時の消火活動で使用した水量も漏水ではないということになりますが、基本的にはその残りが漏水量としてほとんどを占めております。道路の上に上がってきた漏水については、陥没して車の事故や水災害に繋がる可能性もありますので、速やかに直すことに努めておりますが、どうしても地層の関係で特に北部地域については、地域別での有収率が悪くなっています。どうしても地層の関係で、地層のほとんどが少し掘りますと砂利層になっており、砂利層の中で漏水が発生しますと下に浸透してしまい地表に上がってこないのです、どうしても漏水が発見しにくく、そういったことが一番の要因になっているのかと思います。藤岡地域あたりの地層ですと、粘土質が多いので、ある程度漏水が出ると数日の間に地表に上がってくるのですが、なかなか北に行けば北に行くほど漏水が見つからないような状況にあります。そういったことで毎年漏水を見つける専門業者へ漏水調査の業務委託をお願いしているところですが、段々と見つかる件数も多くなってきておりますが、なかなか県内の平均までにするには、かなりの時間をいただきたい状況にあります。

【委員意見】

今回の会議で、水道料金、下水道料金をどうするかについて開いている訳なんですけれども、有収率を多少なり上げて行っていただいて、小山市はかなり高い数値なっておりますので、それでも先ほどのご意見で、料金を上げる検討を行うということですので、栃木市も料金上げるにあたっては、漏水の関係で水道管の取り替えとか色々ございますから、そのための必要な費用として料金を上げなくてはならないかもしれませんが、ある程度有収率が上がってくれば、料金を上げるパーセンテージも低くなると思うので、有収率の向上につきましてもなるべく早めに進めていただきたいなと思っております。

【議 長】

料金収入につながらない使用に関しては、当然利用者から疑問の声も上がるので、仮に利用者にご負担をいただくとなれば、漏水対策についても、説明責任を果たしていくことが求められる。